

—— 子どものSOS・養育者のSOSに応えるために ——

横浜市

保存版

子ども虐待防止 ハンドブック

〈平成30年度 概要版〉

～医療機関向け～



横浜市

この冊子は要保護児童対策地域協議会向け「横浜市子ども虐待防止ハンドブック（平成30年度改訂版）」の抜粋版です。
全体版のデータは、横浜市のホームページよりご覧ください。

[横浜市こども家庭課](#)

[Q検索](#)

1 子ども虐待とは何か

(1) 子ども虐待のとりえ方

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子ども虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。

(2) 子ども虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という)の第2条で、「児童虐待」は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)が児童(18歳に満たない者)に対し、下の一覧の4つの行為をすることと定義しています。

虐待であるかどうかは、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの側に立って、子ども自身が苦痛と感じているかどうかで判断しなければなりません。親がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子どもにとって有害な行為であれば虐待となります。

『児童虐待防止法 第2条』による 児童虐待4つの類型

① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

③ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 子ども虐待の気づき（発見のポイント）

子ども虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。「虐待である」との確信が持てなくても、心配される状況がある時や、行政などの支援が必要な家庭を発見した時は、区こども家庭支援課又は児童相談所に連絡しましょう。

子どもの生活に関わる皆さんの一人ひとりの姿勢が、子どもを守ることに繋がります。

（1）子ども虐待又は不適切な養育の状況

次にあげる要因は、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。

子どもや家庭の状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「子ども虐待」や「支援が必要な子どもとその家庭」に該当する可能性があります。

●子ども

要因	様子や状況例	☑欄
心身の状況	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える	
	体重・身長が著しく年齢相応ではない	
	睡眠中に突然叫んだり、悪夢、不眠がある	
	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう	
	過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない	
	大人の顔色をうかがったり、接触を避けようとしたりする	
	表情が乏しく、受け答えが少ない	
行 動	ボーっとしている、急に気力がなくなる	
	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	
	他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動がみられる	
	激しいかんしゃくを起こしたり、かみついたりするなど攻撃的である	
	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである	
	担任の教員等を独占したがる、用事はなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	
	不自然に子どもが保護者と密着している	
	必要以上に丁寧な言葉遣いや挨拶をする	
	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える	
	自暴自棄な言動がある	
衣食・清潔	保護者の顔色をうかがう、意図を察知した行動をする	
	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない	
	保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、離れると安心し表情が明るくなる	
	からだ（洗髪していない、におい、垢の付着、爪の伸び）が清潔に保たれていない	
	衣類が破れたり、汚れている	
	季節にそぐわない服装をしている	
	虫歯の治療が行われていない	
登園・登校	食べ物への執着が強く、過度に食べる	
	極端な食欲不振が見られる	
	食べ物をねだることがよくある	
理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い		

以下は、学齢期以降のみ

登 校	きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い	
	何かと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない	
行 動	反社会的な行動（非行）	
	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	

●保護者

要因	様子や状況例	☑欄
子どもとの 関わり	特異な育児観、脅迫的な育児、理想の押しつけや年齢不相応な要求がある	
	体罰容認など暴力への親和性	
	子どもの発達にそぐわないしつけや行動制限をしている	
	「可愛くない」「にくい」など差別的な発言がある	
	子どもとの愛着形成が十分に行われていない	
	子どもの発達等に関心であったり、育児について否定的な発言がある	
	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度	
心身の健康	育児に対する不安、育児知識や技術の不足	
	精神科への受診歴、相談歴がある	
	産後うつ等精神的に不安定な状況	
	アルコールや薬物の依存（過去も含む）がある	
	身体障害、知的障害がある（障害者手帳等の有無は問わない）	
行 動	子育てに関する強い不安がある	
	保護者自身が必要な治療行為を拒否する	
	子どもが受けた外傷や症状と保護者の説明につじつまが合わない	
	調査に対して著しく拒否的である	
	保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
	ささいなことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	
生活歴	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある	
	他児の保護者との対立が頻回にある	
	予期しない妊娠・出産、若年の妊娠	
	自殺企図、自傷行為の既往がある	
	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている	
	過去に心中の未遂がある	
	配偶者からの暴力（いわゆるDV）を受けている（いた）	
	過去にきょうだいの不審死があった	

●家庭・養育環境

要因	様子や状況例	☑欄
家族・ 養育環境	夫婦間の口論、言い争いがある	
	絶え間なくケンカがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある	
	家中ごみだらけ、異臭、シラミがわく、放置されたペット等の多頭飼育	
	理由が分からない頻繁な転居がある	
	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚・離婚を繰り返す）	
	ひとり親	
	未婚（パートナーがいない）	
	ステップファミリー（連れ子がある再婚）	
	きょうだいへの虐待歴	
社会・経済	経済的に不安定	
	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	
	生活保護を受給中	
サポート	健康保険の未加入（無保険な状態）	
	夫（パートナー）の協力が得られない	
	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	
	周囲からの支援に対して否定的	
	関係機関や社会資源からの関わりや支援を拒否する	
	近隣や地域から孤立している家庭	

(2) 子どもの身体等に現れる虐待の兆候

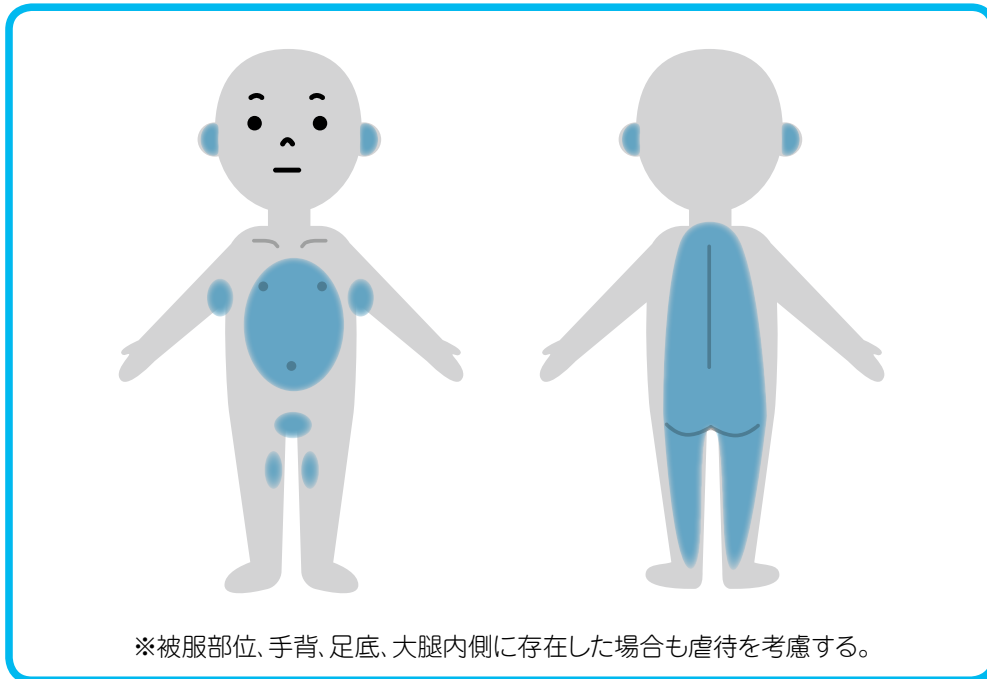
子ども虐待の気づきとして、体格や衛生状態などの変化で発見されることがあります。特に保育所、幼稚園、学校などでは、低身長・低体重(=2SD以下※)や長期休暇明けの大きな体重減少など、身体測定などの記録が子ども虐待の重要な発見や判断基準となります。

※標準成長曲線のSDスコアのこと

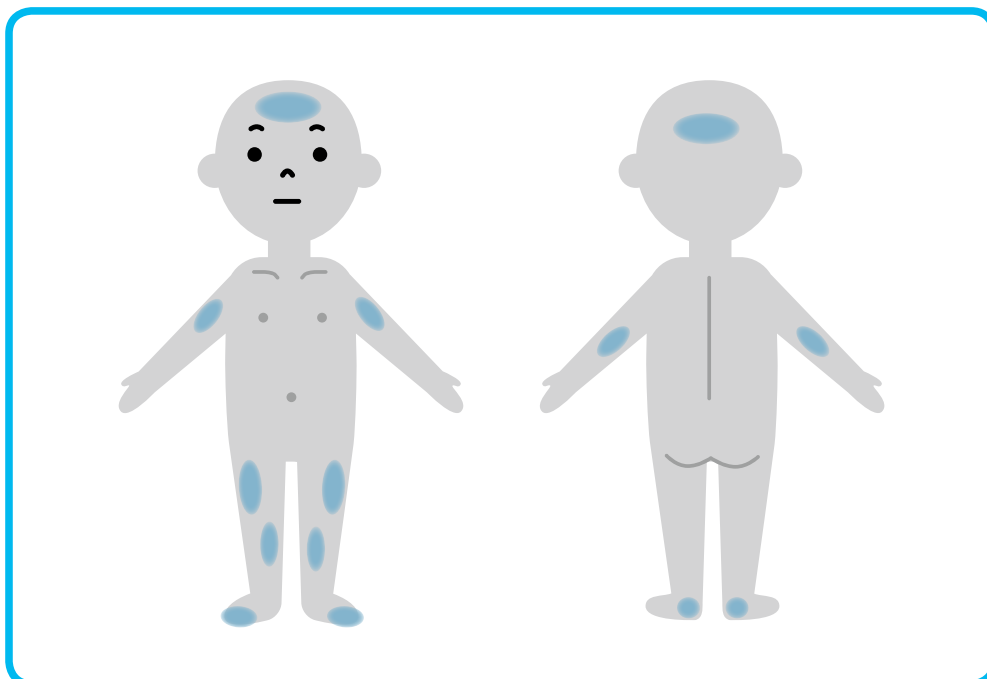
ア 身体虐待による外傷の部位

子どもの体に傷やあざがあった場合、虐待による可能性と事故等のけがには、受傷しやすい部位に明らかな違いがあります。

虐待の可能性が高い外傷部位







事故で受傷しやすい外傷部位






イ 虐待を疑わせる特徴のある外傷




●パターン痕：何らかのパターンを持つ挫傷

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2~3本の ^{しまじょう} 縞状の痕。指輪痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕 (指先の痕) 手拳痕 (にぎりこぶしの痕) 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤な顔面びまん性挫傷、 ^{がんか} 眼窩貫通外傷を伴う。
	絞頸 (首しめ)	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれである。

●道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い

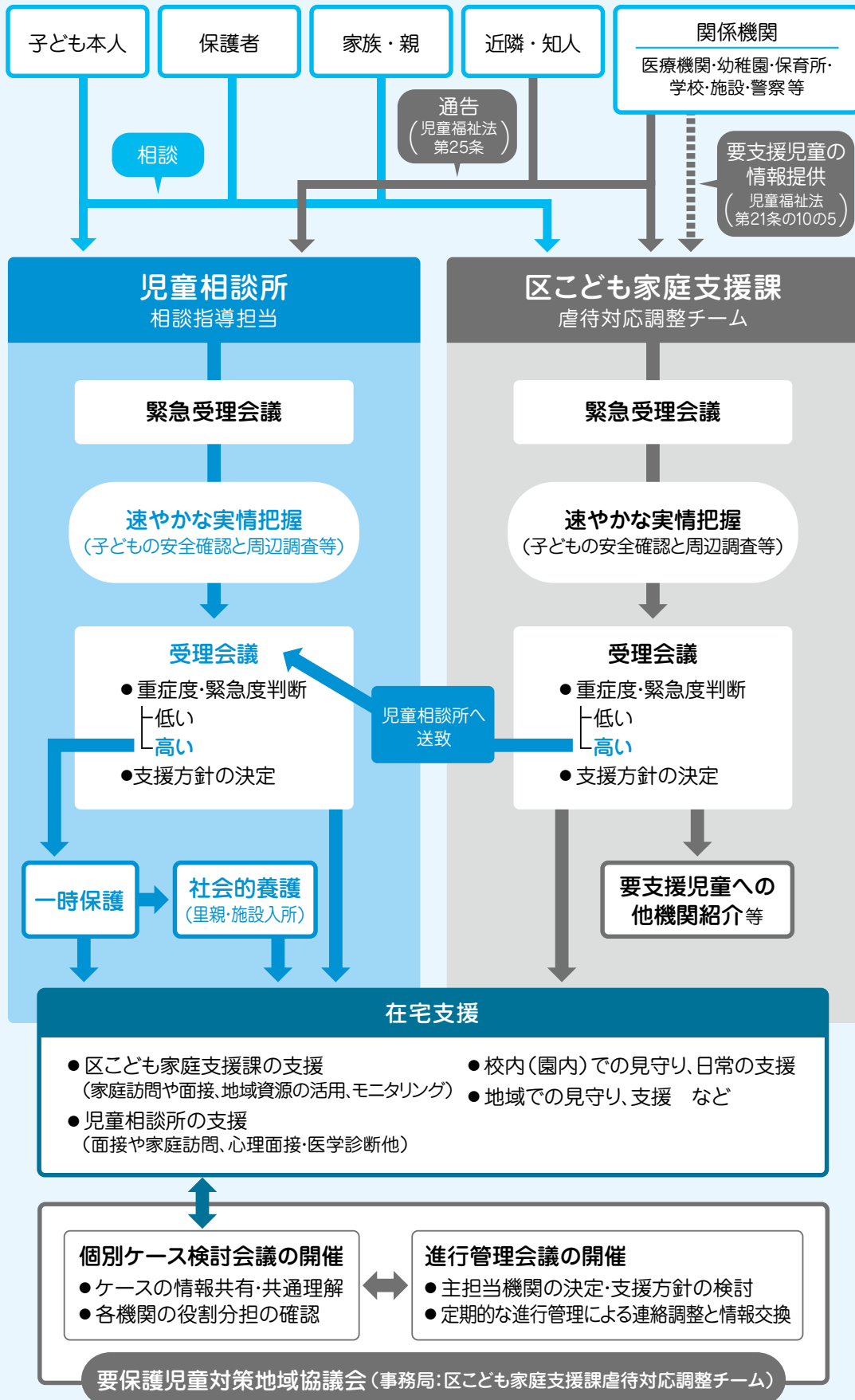
	ベルトや革紐	平行面がある。からだの輪郭に沿い曲線を形成する。
	二重線痕	棒きれや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心部をまたいで、その左右にぼやけた内出血の痕ができています。
	ループコード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の、片側が開いた楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

●熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる

	辺縁が平滑な 曲線で、熱傷の 重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押し当てられた可能性を疑う。

(参考：子ども虐待対応・医学診断ガイド)

支援方針決定までの流れ



3 要保護児童対策地域協議会

(1) 子どもを守るネットワークによる支援

ア 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）とは

要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。そこで、要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関として「要対協」が児童福祉法第25条の2に位置づけられています。

イ 要対協の機能

● 要対協参加者の守秘義務（児童福祉法第25条の5）

要対協は、構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

● 調整機関の明確化

要対協を構成する機関の中から、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う「調整機関」を置くこと、とされており、本市では、代表者会議は「こども青少年局こども家庭課」、実務者会議は「各区こども家庭支援課」がその役割を担います。

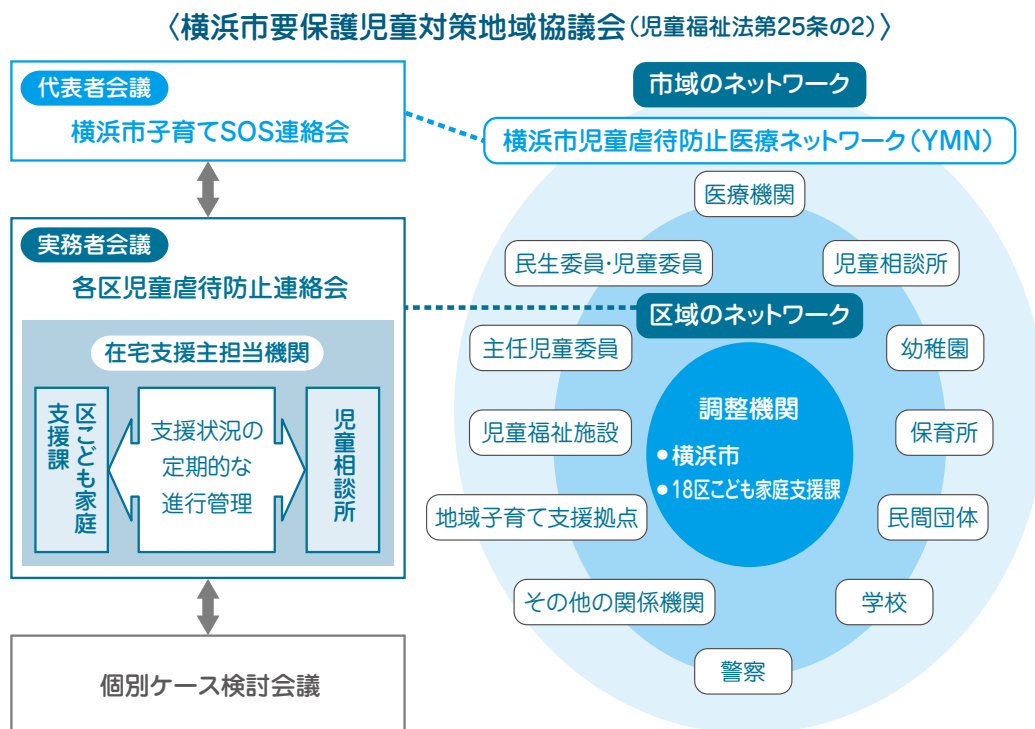
ウ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成（三層構造）

● 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を行っています。

● 実務者会議（各区の「児童虐待防止連絡会」）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等の要保護児童の支援に携わる実務者により構成され、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。更に小地域ごとの会議を開催し顔の見える関係づくりを進めています。



コラム 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成 25 年 11 月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議が、26 年 12 月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられました（横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN））。YMNでは、医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年3回の定期会議を開催しています。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会も、時間を分けて開催しています。

◆参加医療機関 （平成30年度現在）

神奈川県立こども医療センター、国立病院機構横浜医療センター、済生会横浜市東部病院、済生会横浜市南部病院、昭和大学藤が丘病院、昭和大学横浜市北部病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜市立みなと赤十字病院、横浜市立市民病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立大学附属病院、横浜労災病院（12 病院）（50 音順）

（2）個別ケース検討会議

個別ケース検討会議とは、子どもや養育者に直接関わりのある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。会議は適時開催し、必要な情報を共有して、課題や問題点を抽出し、具体的な支援方法と各関係者の役割分担を決定します。要対協に位置付け、守秘義務の遵守を徹底した上で行います。

●個別ケース検討会議の開催基準

関係機関（学校、保育所、他課等）からの要請や、区こども家庭支援課や児童相談所が要保護児童のアセスメントを行う中で必要と判断した場合に開催します。

会議の事務局は、区こども家庭支援課が担います。

個別ケース検討会議を開催する例

- 学校や児童相談所等、多くの機関が情報共有しながら支援することが望ましい場合
- 一つの機関での対応では、限界がある場合
- 民生委員・児童委員、地域住民を含めて、対応をする必要がある場合
- きょうだいがいて、複数の機関に子どもが在籍している場合
- 子どもに危険が生じ、一時保護することが想定される場合
- 他機関から、会議開催の要請があった場合

(3) 通告にあたっての留意事項

医療機関では、診療や健診の場において、子どもへの虐待を発見しやすい立場にあります。虐待を“予防と早期発見が必要な疾病(病的状態)”と捉え、早期発見、発生产防など公衆衛生的な視点から初期対応を行う必要があります。0次予防から1次予防は、妊娠期からの切れ目のない支援による虐待の未然防止の視点から、対象者を早期に支援するために、同意を得て区子ども家庭支援課に情報提供する「**要養育支援者情報提供書**」や「**児童虐待防止連絡票**」(11～12ページ参照)を活用するなどして、早期に特定妊婦の支援や不適切な養育状況の改善につなげます。

同意が取れない場合でも、「特定妊婦・要支援児童の情報提供」が可能です。その場合は、診療情報提供料の請求はできません。

児童虐待の早期発見・支援の2次予防以降は、虐待の重症度を見極め、通告機関への通告や、より専門的な対応が求められる場合は「院内虐待対応組織(CPT)」を設置する中核病院等への転院などの連携が不可欠です。虐待の鑑別や通告に関する留意点については、「子ども虐待対応・医学診断ガイド」を参考にしてください。

	内 容	中心となる関連科
0次予防	特定妊婦に対する早期支援	産婦人科、小児科、精神科
1次予防	周産期からの要支援家庭・リスク要因の多い要支援児童などへの早期支援	小児科、産婦人科、精神科
2次予防	児童虐待化した事例の早期発見・支援	小児科、救急科、歯科、 関連各科(特に外科系)
3次予防	被害児の身体的・精神的治療 加害親の精神的治療・司法対応	児童精神科、精神科、小児科
4次予防	子どもの死亡事例検討と、 それに基づく予防施策の構築	法医学、小児科、救急科、関連各科

(参考：医療機関ならびに行政機関のための病院内子ども虐待対応組織(CPT)構築・機能評価・連携ガイド)

通告は告発ではなく、状況を確認し、援助を開始するための「診療行為」です。「おかしい」と思った時点で通告してもかまいません。「虐待かどうか」の判断は、通告受理機関(区子ども家庭支援課か児童相談所)の役割です。発見した医療機関は、子どもの安全確保の観点から、帰宅させられないと判断した場合は入院の対応を、帰宅させる場合は次回の診療予約を必ず行うなどの判断を行います。

横浜市では、看護師と医師が協働して子ども虐待の可能性の評価と初期対応を行うことを目指して「**子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート**」(14～18ページ参照)を作成しました。交通事故など受傷機転が明らかな事故を除き、外傷(特に家庭内での受傷)を主訴に受診した全ての子どもにこのシートを活用してください。

★要養育支援者情報提供書の活用（診療情報提供料）とは

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し速やかに支援を開始するため、医療機関から区福祉保健センターに「要養育支援者情報提供書」の送付をお願いします。「要養育支援者情報提供書」は本人の同意を得て診療情報提供料（250点）を算定できます。

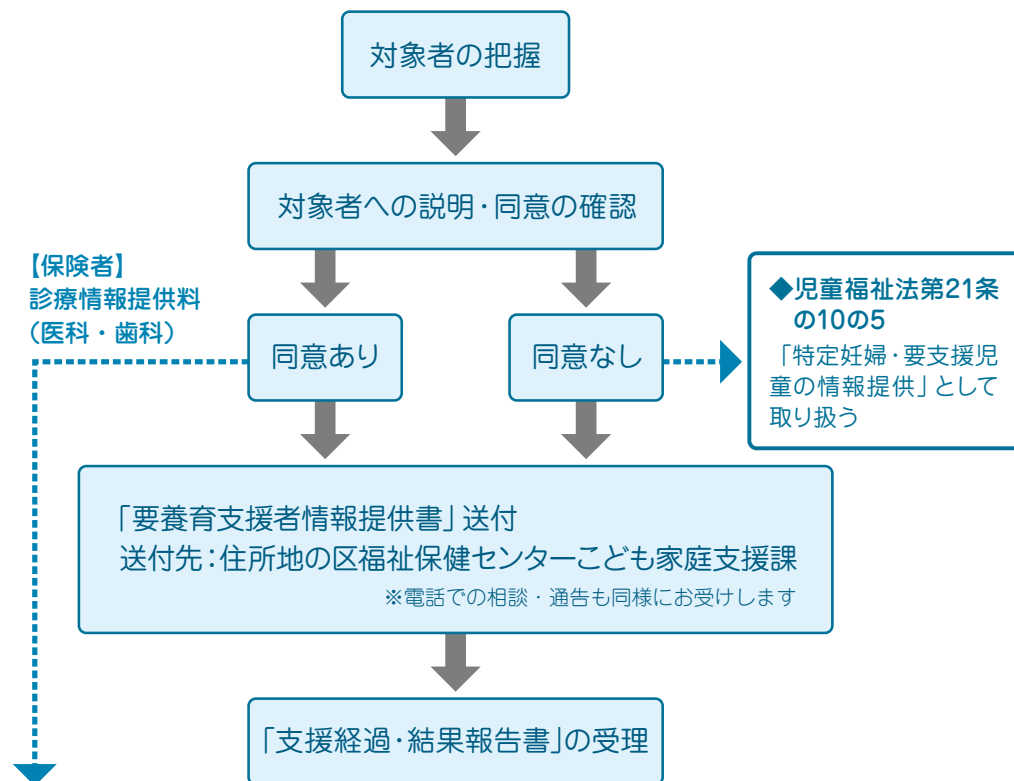
(1) 情報提供対象者（横浜市内に在住の方で以下の条件に該当する方）

- ①妊娠中の方
- ②18歳未満の子ども及びその養育者の中から、医師が情報提供が必要と判断した者

(2) 対象医療機関

支援が必要な妊産婦や子どもとその養育者を把握しやすい産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所

(3) 医療機関の流れ



(1) 保険医療機関は、保護者の同意を得て福祉保健センターに「要養育支援者情報提供書」(様式1)を送付した場合は、診療報酬点数表(医科・歯科)に基づき診療情報提供料(B009 250点)を患者一人につき月1回に限り算定することができる。

(2) 患者が入院している場合は、退院の日から前後2週間以内に診療情報の提供を行ったときのみ算定することができる(平成22年4月改正)。

(3) 次の場合は、診療情報提供料を算定することができない。
・市町村が開設主体である医療機関が当該市町村に対して行う場合。
・保護者の同意が得られていない場合。

【参考】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)

「要養育支援者情報提供書」は横浜市のHPからダウンロードできます。

横浜市こども家庭課



要養育支援者情報提供書

区福祉保健センター長
(担当課: こども家庭支援課)

平成 年 月 日

医療機関名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

医師名 _____

担当者名 _____

担当者連絡先 _____

■ 下記の対象者について、継続支援をお願いします。

傷病名 症状	フリガナ	平成 年 月 日 生	男・女	第 子
	(疑いを含む) なし	予定日: 平成 年 月 日	現在	妊娠 () 週
既往歴 治療状況 等	父 フリガナ	生年月日	年 月 日 () 才	
	母 フリガナ	生年月日	年 月 日 () 才	
住所	フリガナ	(疑いを含む) なし		
	電話番号	(疑いを含む) なし		
退院先の住所	電話番号	(自宅・実家・その他)		
	電話番号	(自宅・実家・その他)		
入退院日	入院日: 平成 年 月 日	退院 (予定) 日: 平成 年 月 日		
	出生場所: 当院・他院 ()	身長: () cm	家族構成	
出生時の状況	在胎週数: () 週	体重: () g		
	出生時の特記事項: 無・有 ()			
	妊娠中の異常の有無: 無・有 ()			
	妊娠中の異常の有無: 無・有 ()			
情報提供の目的とその理由	妊婦健診の有無: 無・有 ()	有児への支援者		
	妊婦健診の受診有無: 無・有 ()	無・有 ()		

■ 裏面の項目をチェックの上、福祉保健センターへの情報健康の要否を判断して頂き、依頼事項等がございましたら下記にご記入ください。

家庭訪問を依頼します。

福祉・保健サービスの紹介をお願いします。

その他 _____

※ 必要によっては追加資料(看護マメリー等)の添付をお願いします。

本情報提供票を返ることは、次の方の同意を得ています。(本人・父・母・その他: _____) (診療報酬対象)

本情報提供票は、同意を得ていませんが、情報提供(児童法第24条の10の3)として連絡します。(診療報酬対象外)

■ 以下の項目は、情報提供の対象となる目安です。該当するものに☑を入れて下さい。

<input type="checkbox"/> 飛び込み出産	<input type="checkbox"/> 飛込み出産	<input type="checkbox"/> 自由記載欄
<input type="checkbox"/> 精神疾患がある(産後うつを含む)、知的障害がある	<input type="checkbox"/> 精神疾患がある(産後うつを含む)、知的障害がある	
<input type="checkbox"/> 虐待歴・被害被害がある	<input type="checkbox"/> 虐待歴・被害被害がある	
<input type="checkbox"/> 飲酒、喫煙の習慣がある	<input type="checkbox"/> 飲酒、喫煙の習慣がある	
<input type="checkbox"/> アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある	<input type="checkbox"/> アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある	
<input type="checkbox"/> 妊娠・中絶を繰り返している	<input type="checkbox"/> 妊娠・中絶を繰り返している	
<input type="checkbox"/> 望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等)	<input type="checkbox"/> 望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等)	
<input type="checkbox"/> 初産健診時期が妊娠中期以降又は、妊娠届が未提出	<input type="checkbox"/> 初産健診時期が妊娠中期以降又は、妊娠届が未提出	
<input type="checkbox"/> 若年(10代)妊娠	<input type="checkbox"/> 若年(10代)妊娠	
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労・無職等)	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労・無職等)	
<input type="checkbox"/> 夫や祖父母等家族や身近の支援がない	<input type="checkbox"/> 夫や祖父母等家族や身近の支援がない	
<input type="checkbox"/> 多胎	<input type="checkbox"/> 多胎	
<input type="checkbox"/> ひとり親・未婚・連れ子がある再婚	<input type="checkbox"/> ひとり親・未婚・連れ子がある再婚	
<input type="checkbox"/> 産後、出産が原因の身体的不調が続いている、または疾患がある	<input type="checkbox"/> 産後、出産が原因の身体的不調が続いている、または疾患がある	
<input type="checkbox"/> 育児放棄の可能性(子どもを抱かない、子どもの世話を拒否するなど)	<input type="checkbox"/> 育児放棄の可能性(子どもを抱かない、子どもの世話を拒否するなど)	
<input type="checkbox"/> 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある	<input type="checkbox"/> 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある	
<input type="checkbox"/> DVを受けている	<input type="checkbox"/> DVを受けている	
<input type="checkbox"/> 過去に心中の未遂がある	<input type="checkbox"/> 過去に心中の未遂がある	
<input type="checkbox"/> 出生後間もない長期入院による子どもとの分離	<input type="checkbox"/> 出生後間もない長期入院による子どもとの分離	
<input type="checkbox"/> 胎児に疾患、障害がある	<input type="checkbox"/> 胎児に疾患、障害がある	<input type="checkbox"/> 自由記載欄
<input type="checkbox"/> 先天性疾患	<input type="checkbox"/> 先天性疾患	
<input type="checkbox"/> 出生後間もない長期入院による母子分離	<input type="checkbox"/> 出生後間もない長期入院による母子分離	
<input type="checkbox"/> 行動障害(注意集中困難・多動・不穏な攻撃性、自傷行為等)	<input type="checkbox"/> 行動障害(注意集中困難・多動・不穏な攻撃性、自傷行為等)	
<input type="checkbox"/> 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)	<input type="checkbox"/> 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)	
<input type="checkbox"/> 保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)	<input type="checkbox"/> 保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)	
<input type="checkbox"/> アレルギーや他の皮膚疾患は無いが難治性のおもむつぶれがある場合	<input type="checkbox"/> アレルギーや他の皮膚疾患は無いが難治性のおもむつぶれがある場合	
<input type="checkbox"/> 低出生体重児	<input type="checkbox"/> 低出生体重児	
<input type="checkbox"/> 発育不良(低体重・低身長)	<input type="checkbox"/> 発育不良(低体重・低身長)	
<input type="checkbox"/> 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ	<input type="checkbox"/> 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ	
<input type="checkbox"/> 必要な健診や、予防接種を受けさせない	<input type="checkbox"/> 必要な健診や、予防接種を受けさせない	
<input type="checkbox"/> 全体的に不衛生である(衣類や身体の保清が保たれていない)	<input type="checkbox"/> 全体的に不衛生である(衣類や身体の保清が保たれていない)	
<input type="checkbox"/> 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数のう歯等	<input type="checkbox"/> 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数のう歯等	

(以下は、区福祉保健センターの使用欄です)

受理日	年 月 日	受理	受理者サイン
担当者	保健康師	社会福祉職	その他
受理会議の実施予定日		平成 年 月 日	
		受 理 印	課 長
		処 理 担 当	担 当 係 長

【裏面あり】

【様式1】(児童相談所あて)

※連絡票を送信するときは、必ず事前に電話連絡してください。

【様式2】(こども家庭支援課あて)

※連絡票を送信するときは、必ず事前に電話連絡してください。

平成 年 月 日

児童相談所長

(関係機関名)

児童虐待防止連絡票

児童福祉法第25条第1項による児童虐待の通告のため、連絡票を送付します。

子ども	フリガナ氏名	男・女	生年月日	平成 年 月 日	日生 月 日
	住所	区			
保護者	電話番号	〔自宅/父勝帯/母勝帯/その他()〕			
	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校			
保護者	氏名	父	(歳)	(歳)	(歳)
	附帯情報				

保護者への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども本人への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---	-----------	---

※上記の説明が困難な場合においても、通告は可能です。

1 【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)

2 【家族の状況】

3 【現在までの経過と対応】

発信者	所属担当者	電話番号	職種
	事前連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職員名
		連絡日時	平成 年 月 日 () 時 分

【備考】

平成 年 月 日

区福祉保健センター長

(関係機関名)

児童虐待防止連絡票

下記の理由により、連絡票を送付します。

子ども	フリガナ氏名	男・女	生年月日	平成 年 月 日	日生 月 日
	住所	区			
保護者	電話番号	〔自宅/父勝帯/母勝帯/その他()〕			
	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校			
保護者	氏名	父	(歳)	(歳)	(歳)
	附帯情報				

連絡意図	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項による児童虐待の通告 →1、3、4欄必須		
	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条による要支援児童等の情報提供 →2、3、4欄必須		
保護者への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保護者からの同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
子ども本人への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども本人からの同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※上記の同意や説明が困難な場合においても、通告・情報提供は可能です。

1 【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)

2 【要支援児童と思われる子どもの状態像】

3 【家族の状況】

4 【現在までの経過と対応】

発信者	所属担当者	電話番号	職種
	事前連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職員名
		連絡日時	平成 年 月 日 () 時 分

【備考】

● 様式

【様式3】児童虐待防止連絡票の返信票（区子ども家庭支援課→関係機関）

平成 年 月 日

様

区福祉保健センター子ども家庭支援課長

支援経過・結果報告書

貴機関から平成 年 月 日にご連絡いただいた、要保護児童・要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。

区が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子ども	フリガナ氏名	-----	男・女	生年月日	平成 年 月 日生 (歳 月)
	住所	区			
	電話番号	[自宅/父携帯/母携帯/その他()]			
	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校			
保護者	氏名	父 (歳)	母 (歳)		
	附帯情報	-----			

区から保護者への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	区が保護者からの同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区から子ども本人への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	区が子ども本人からの同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

1【区の支援方針】

初期調査を実施しました。

要保護児童・要支援児童として進行管理対象としますので、貴機関での支援を依頼します。「2」「3」の項目を参照

調査の結果、進行管理対象とはせず、対応を終了します。

子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。

子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。(進行管理対象外)

初期調査継続中

その他 ()

2【要対協調整機関としての課題の整理と支援方針、ランク判定】

調査中(結果は 月 日頃別途連絡予定)

虐待種別：身体 心理 ネグレクト 性的 虐待者：実父 実母 その他()

ランク：A B C D E(虐待者なし)

進行管理台帳登録日：平成 年 月 日

3【貴機関への支援依頼内容・連絡事項】

A～Dランク(要保護児童)で進行管理対象のため、3か月ごとに状況確認を行います。

Eランク(要支援児童)で進行管理対象のため、6か月ごとに状況確認を行います。

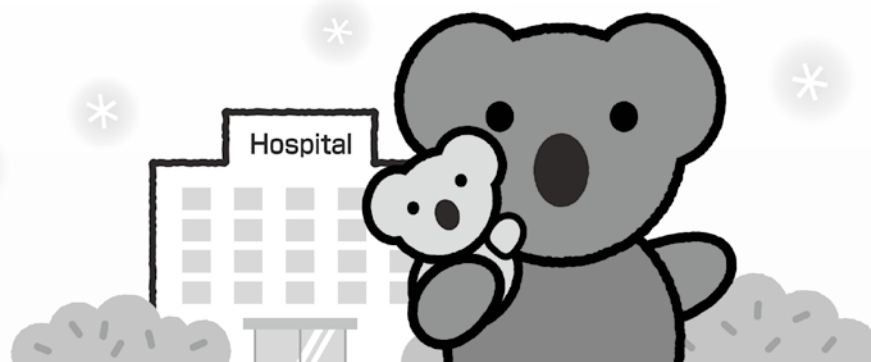
4【その他】

担当	所属	区子ども家庭支援課 子ども家庭支援担当	電話番号	
	担当者		職種	

※この報告書は、「虐待防止連絡票」の受理日から、おおむね3週間を目途に作成しています。

「子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート」 活用マニュアル

横浜市要保護児童対策地域協議会の下部組織である、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(以下「YMN」)」において、子どもの外傷患者を診察する際に、児童虐待の可能性を評価する上で活用できる「子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート」を作成しました。問診や診察時の参考資料として、「子ども虐待対応医師のための子どもの虐待対応・医学診断ガイド」の抜粋、子どもの発育不良の評価の参考資料として、「身体発育曲線」を添付しています。このシートの名称につきましては、使用する際に子どもと家族の目に触れる可能性があるため、虐待という表現は用いませんでした。また、シートの項目は、虐待を疑う要素の全ては網羅していませんが、小児を専門としない外科系の診療所や病院の看護師と医師が使用しやすいように、YMNで検討を重ね、実用性と有用性を考慮した最小限の内容にしています。多くの医療機関で使用していただくか、あるいは、このシートを参考にアセスメントツールを作成して運用していただければ幸いです。



平成28年11月発行

1. アセスメントシート作成の目的

このアセスメントシートは、**看護師と医師が協働し、児童虐待の可能性の評価と初期対応を行うこと**を目的としています。

外科系の診療所、病院の救急外来や脳外科外来、整形外科外来等に従事する看護師が、問診や診察の場面で児童虐待の要素に気づき、診察医師との協働で初期対応を行っていただくことを目的としています。小児科医や児童虐待対応の経験がある医師が在院しない医療機関でも初期対応を行い、適切な支援につなげるツールとしてご活用ください。また、このシートを活用することで、児童虐待に関する知識や意識の高まりも期待されます。

2. 対象

交通外傷など受傷機転が明らかな事故を除き、外傷を主訴に受診したすべての子どもにこのシートを活用します。

3. 使用方法

医療機関のシステムに応じて運用方法をご検討ください。以下に一例を示します。

- ① 受付後、交通外傷等の受傷機転が明らかな事故を除き、外傷を主訴に受診したすべての子どもに使用します。
- ② 看護師が問診やトリアージの場面で、2ページの「アセスメントシート」の「1. 種類・部位」、**「2. チェック項目 ①子どもについて ②保護者について」**を記入します。
- ③ 診察した医師が、アセスメントシートの**「2. チェック項目 ③けがの部位・種類別」**を記入します。診察時に子どもと保護者の様子で気になる所見があれば、**「2. チェック項目 ①子どもについて ②保護者について」**に追加します。
- ④ 裏面(3ページ)のフローチャートに進みます。チェック項目の数に従い、フローチャートで対応します。
- ⑤ 虐待防止委員会がない場合は、児童相談所や市区町村の児童相談窓口へ通告してください。**相談でも構いません。**(連絡先一覧は7ページ参照)※この冊子では19ページ参照

Point



通告に関して

- 児童虐待の防止等に関する法律(第5条):医師などへの早期発見の努力義務を規定
- 児童虐待の防止等に関する法律(第6条):虐待の疑い例であっても通告義務がある

守秘義務との関係

個人情報保護に関する法律(第23条第1項第3号):児童の健全育成のために特に必要がある場合であって同意が困難な場合、個人データを第三者に提供可能

参考文献

- 市川光太郎(2008).小児救急医療現場から見た児童虐待の実態と課題.子どもの虹情報研修センター紀要6,1-17.
- 公益社団法人日本小児科学会.こどもの生活環境改善委員会.子ども虐待診療手引き第2版(オンライン).
<http://www.jpeds.or.jp>. 2015年6月5日アクセス.
- 横浜市こども青少年局こども家庭課(2011).子ども虐待対応医師のための子どもの虐待対応・医学診断ガイド.

ID/氏名/生年月日

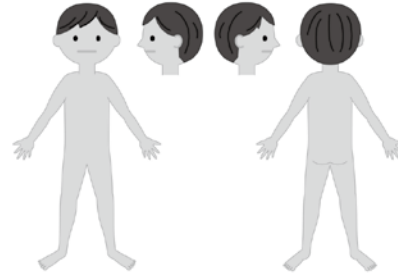
子どもの外傷患者 初期対応アセスメントシート

1. 種類・部位

① 種類：○をつける

- a. 頭部・顔面外傷(打撲、傷、あざなど)
- b. 体幹部の外傷(打撲、傷、あざなど)
- c. 四肢外傷(打撲、傷、あざなど)
- d. 熱傷
- e. その他(家庭内の溺水など)

② 部位(新旧含む)：○をつける



2. チェック項目 (有、無のどちらかに該当する場合はチェックを入れてください)

① 子どもについて

有 無

- 発育不良(低身長・低体重)
- 不潔な皮膚状況、季節外れの服装
- 虫歯が目立つ(見える範囲)
- 受診時に新旧混在のけががある、または、けがで複数回受診したことがある

② 保護者について

有 無

- 保護者の説明と外傷部位が一致しない
- 外傷の程度や治療方法に無関心
- 症状の発現から受診までに時間がかかっている
- 子どもと保護者の様子がなんとなく気になる

③ けがの部位・種類別

a. 頭部・顔面外傷

- 硬膜下血腫
(交通事故や第三者が目撃した転落以外)
- 眼球損傷、網膜出血
- 頭蓋骨骨折
(特に縫合線を越えた頭蓋骨骨折)
- 椎骨骨折

b. 体幹部の外傷

- 肋骨骨折
- 肛門や性器周辺の外傷

c. 四肢の外傷

- 肩甲骨骨折
- 骨幹端骨折、らせん状骨折、鉛管骨折

d. 熱傷

- 不自然な熱傷
(多数の円形、手背部、乳児の口腔内、
熱源が推定できる、境界明瞭な熱傷痕など)

e. その他

- 家庭内の溺水

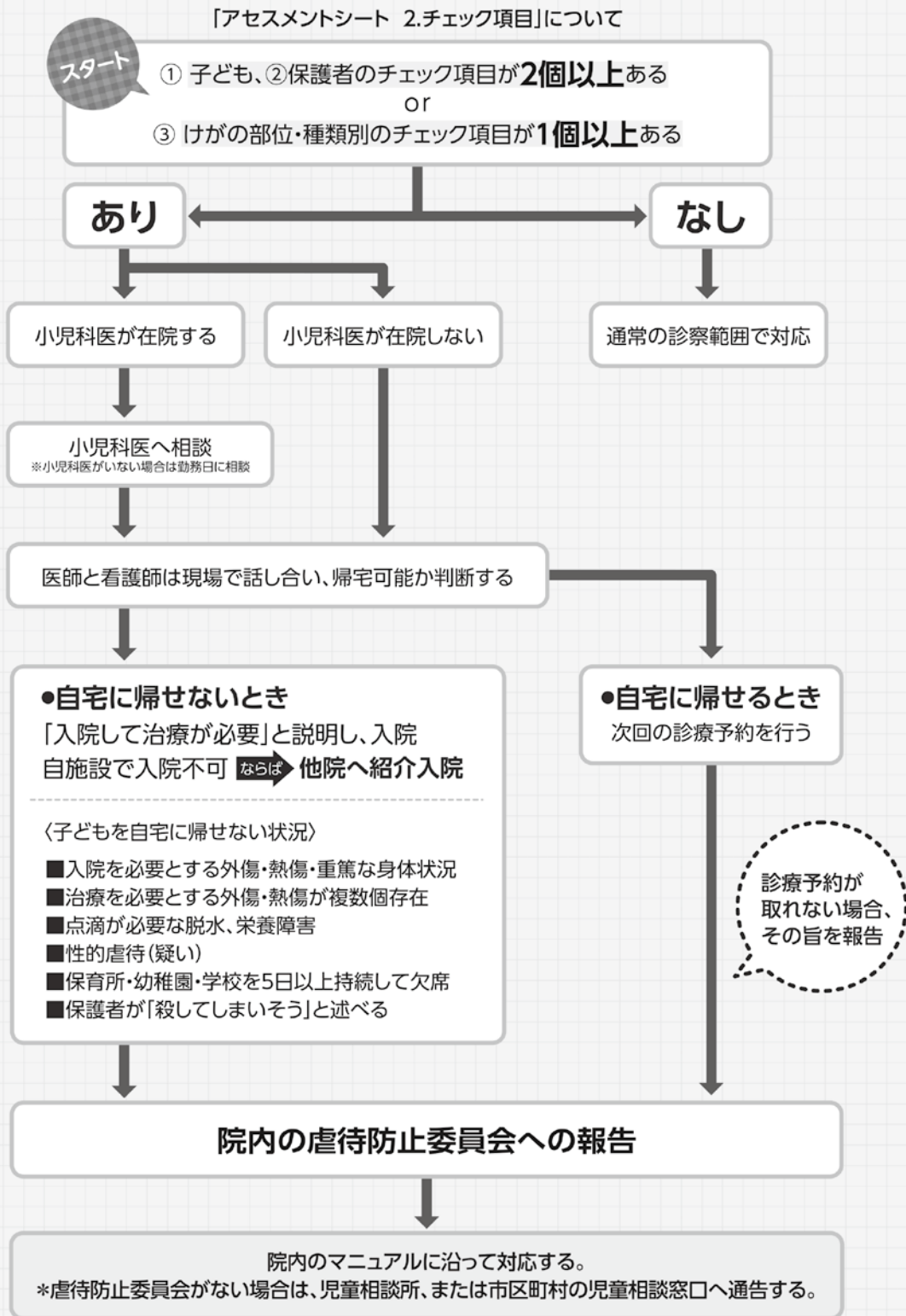
共通項目(すべての外傷)

- 新旧混在する複数回骨折
- 2歳未満の骨折
- 新旧混在の外傷痕
- 輪隔がくっつきりしている、パターン化している外傷痕

(裏面 フローチャートへ) ➡

4. 子どもの外傷初期対応フローチャート

※初期対応とは、子どもの心身の安全を確保するまでの対応です。
 「主訴の身体的問題への対応をする」という態度で一貫して対応します。

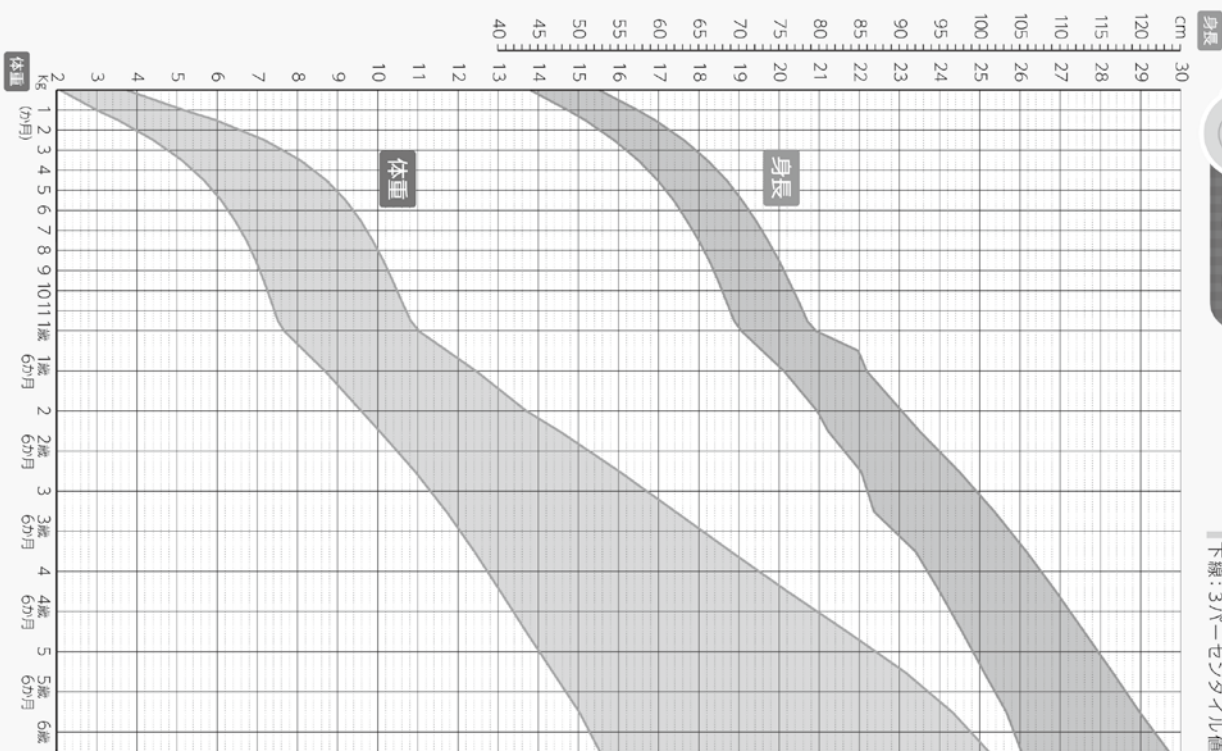


乳幼児身体発育曲線

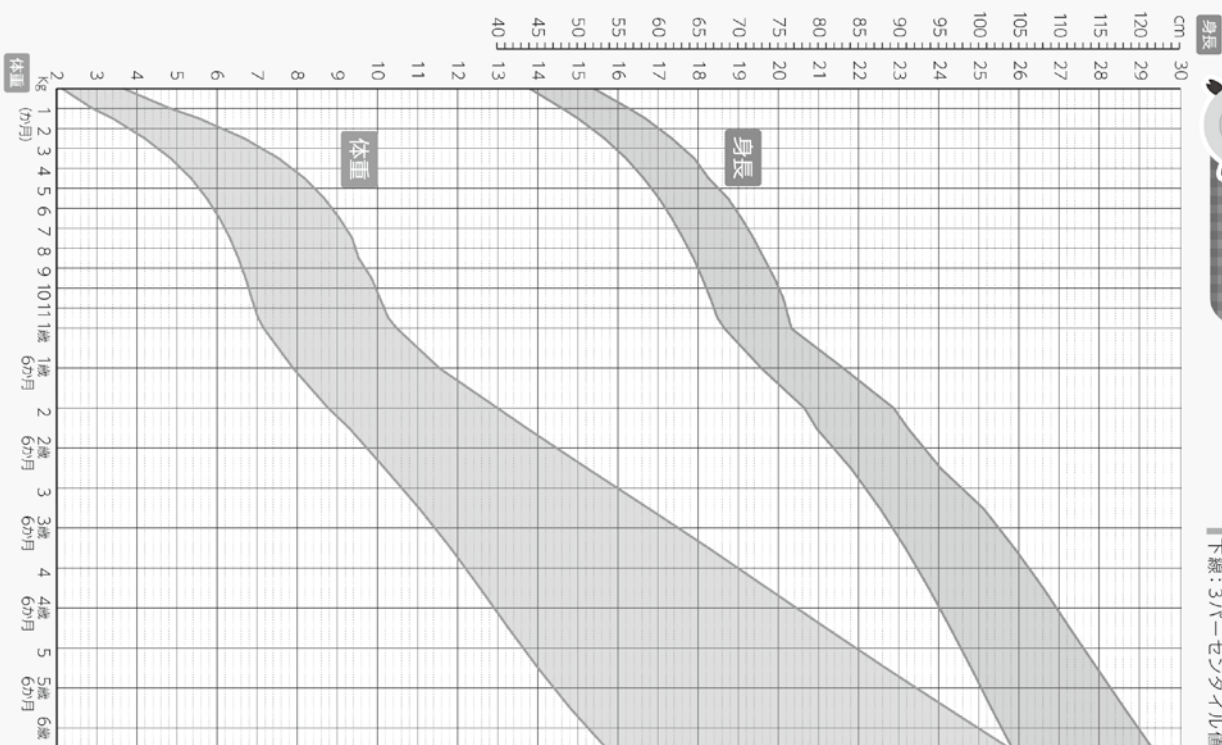


一般調査及び病院調査による体重・身長発育値(平成22年乳幼児身体発育調査)

男の子



女の子



— 子ども虐待についての相談・通告先 —

※市外局番の記載のないものはすべて「045」です。

● 横浜市

名称	対象区域	電話	時間帯
よこはま子ども虐待ホットライン	全区	☎ 0120-805-240 <small>はまっこ 24じかん</small>	24時間、365日受付

● 児童相談所 月～金 8:45～17:15 (祝日・休日・年末年始を除く)

児童相談所	所管区域	所在地	電話	ファックス
横浜市中心児童相談所	神奈川区、鶴見区、中区、西区、南区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-44-2	260-6510	262-4155
横浜市西部児童相談所	旭区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	331-5471	333-6082
横浜市南部児童相談所	磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区	〒235-0045 横浜市磯子区洋光台3-18-29	831-4735	833-9828
横浜市北部児童相談所	青葉区、港北区、都筑区、緑区	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2441	948-2452

● 各区福祉保健センター こども家庭支援課 月～金 8:45～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)

福祉保健センター	住所	電話	ファックス
青葉区	〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4	978-2460	978-2422
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6160	951-4683
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2465	800-2513
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2525	750-2540
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7173	321-8820
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7728	788-7794
港南区	〒233-0003 港南区港南4-2-10	847-8413	842-0813
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2388	540-2426
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8049	894-8406
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5608	367-2943
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2349	948-2309
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1840	510-1887
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8472	866-8473
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8345	224-8159
西区	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8470	322-9875
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6396	333-6309
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2361	930-2435
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1153	341-1145

<企画・編集> 横浜市子育てSOS連絡会 (横浜市要保護児童対策地域協議会)

<発行> 横浜市こども青少年局こども家庭課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 ☎045-671-4288 FAX045-681-0925

平成30年11月発行